

有料ごみ処理券の還付手続きについて

有料ごみ処理券を購入した方で料金改定や誤って購入したなどの理由により券が不要になった場合には、次の手続きにより口座振替で「ごみ処理券」の料金を還付いたします。

北区清掃事務所に請求書等を持参していただく方法と郵送する方法があります。

I 持参の場合

持参していただくもの

1. 北区の有料ごみ処理券
2. 領収書またはレシート
3. 印鑑(シャチハタ不可。法人の場合は、社印でなく代表者印または代表者の個人名の印)
4. 金融機関名・支店名・口座番号がわかるもの

受付窓口：北区清掃事務所

東京メトロ南北線王子神谷駅下車徒歩 5 分

受付時間 7:40~16:25

年末年始を除き、日曜日以外は開庁しています(祝祭日も開庁しています)

II 郵送の場合

ご持参いただくのが困難な場合は、郵送でも受付しています。

「廃棄物処理手数料還付請求書」「支払金口座振替依頼書」「有料ごみ処理券還付数量内訳書」にご記入・押印後、「北区の有料ごみ処理券」、「領収書またはレシート」を同封して、下記送付先に郵送してください。

その際の郵送料金は、お客さまの負担となりますのでご了承ください。

なお、郵送中の紛失等について責任は負いかねますので、なるべく簡易書留やレターパックでの郵送をお願いいたします。

送付先：〒114-0003

北区豊島 8-4-3

北区清掃事務所 事業管理係 宛

III 備考

- 有料ごみ処理券購入店(コンビニエンスストア・スーパー・小売店)での還付手続きは行っておりません。
- 還付請求ができるのは北区が発行したもののみです。
- 他区や東京都が発行したものは還付できません。
- 還付金は金融機関への口座振込みとなります。
- 口座振込みまで申請受付から、1、2ヶ月程度かかります。



※北区と記載されているかご確認ください。

問い合わせ

北区清掃事務所事業管理係

電話 03-3913-3077 (直通)